

徳島県告示第四百九十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、徳島県東部県土整備局吉野川庁舎において、令和七年九月二十六日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年九月二十六日

徳島県知事 後藤 田 正 純

道路の種類 県道

整理 番号		路線名	新旧 の別		敷地の幅員 （メートル）	延長 （メートル）
4 3		神山川島	区 間			
同	吉野川市美郷字中谷一七 九番三地先から 同 一〇 三番二地先まで		新	旧	七・七〇一六・五	二五五・一